国立情報学研究所学認 LMS 運用規程

(令和3年4月1日 制 定)

最近改正 令和4年9月8日

(目的)

第1条 この規程(以下,「本規程」という。)は、学認 LMS 利用機関を対象として、大学 共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所(以下,「研究所」という。)が提供する学習管理システム「学認 LMS」(以下,「本システム」という。)の運用に必要 な事項を定める。

(概要)

第2条 本システムは、高等教育機関における共通の教材と受講履歴を提供することを目的として、研究所が別に定める利用規程等に基づき運用されるものである。

(定義)

- 第3条 本規程では、次の各号に定める用語を用いる。
 - 一 学認 IdP: 個人に関する情報を管理し、認証結果及び属性情報を他機関に提供するためのサーバのことをいう。
 - 二 コース:本システム上で提供される教材のことをいう。
 - 三 利用機関:研究所によって、本システムの利用を認められた機関のことをいう。
 - 四 利用者:利用機関によって、本システムの利用を認められた者のことをいう。

(利用機関の資格)

- 第4条 本システムを利用することができる機関は、次の各号に該当する機関又は機関の 組織とする。
 - 一 大学, 短期大学, 高等専門学校, 大学共同利用機関等
 - 二 研究機関並びに研究又は研究支援を目的とする独立行政法人及び特殊法人等
 - 三 前二号に定める機関と共同で研究等を行う機関等
 - 四 学会,学術研究を目的とする公益財団・社団法人,一般財団・社団法人並びに大学に 相当する教育施設等
 - 五 その他国立情報学研究所長(以下「所長」という。)が適当と認めた機関等

(利用機関の申請)

第5条 本システムを利用しようとする機関又は機関の組織は、所定の手続きにより、所長

に利用の承認を求めるものとする。

2 利用の申請は、機関については機関の長が、機関の組織についてはその組織又は組織の上位に位置する組織の長であり、且つ課長以上又は准教授相当以上の者が行うものとする。

(利用機関の承認)

第6条 所長は利用申請を審査し、利用の可否を決定する。所長が申請を承認することにより、申請を行った機関又は機関の組織は利用機関となる。

(利用機関の体制)

- 第7条 利用機関は、本システム利用のため、次の各号の者をそれぞれ 1 名以上置くものとする。
 - 一 運用担当者
 - 二 コース管理者
- 2 運用担当者は、本システム利用のため必要な管理を行う。
- 3 コース管理者は、利用するコースごとに置き、コースごとの受講やその履歴等の管理を 行う。
- 4 運用担当者とコース管理者は同一であることを妨げない。

(利用者)

- 第8条 利用機関は、その構成員等に対して、利用者として本システムを利用させることができ、研究所は、利用機関が認めた利用者に対して本システムのアカウントを付与するものとする。
- 2 研究所は、研究所の裁量に基づいて、本システムの全部又は一部の機能について、それ を利用できる利用機関内の利用者の範囲を制限することができる。
- 3 研究所は、利用者が 2 年間本システムを利用しなくなった場合には、当該利用者のアカウントを削除することができる。

(利用機関の遵守事項)

- 第9条 利用機関は次の各号を遵守しなければならない。
 - 一 本システムの目的以外に利用しないこと
 - 二 本規程及び別に定める利用規程を遵守すること
 - 三 他の利用機関に支障を及ぼすような利用を行わないこと
 - 四 研究所が定期的,又は非定期的に実施する,開発等を目的とする調査に回答すること
 - 五 その他研究所が本システムに関して別に定める事項
- 2 利用機関は、利用者が本システムを利用した行為について研究所に対して責任をもつ

ものとする。

3 利用機関は、別に定める学認 LMS 利用規程を遵守し、また、利用者に遵守させなければならない。

(利用資格の取消し等)

第10条 研究所は、利用機関が、前条の利用遵守事項に違反した場合、又はその他の理由 により必要と認める場合、当該利用機関に対して、その利用の承認を取り消し、又はその 利用を停止することができる。

(届出)

- 第11条 利用機関は、次の各号に掲げる事項に該当する理由が生じた場合は、研究所所定の様式により、速やかに研究所に届け出るものとする。
 - 一 本システム又はコースの利用を終了するとき
 - 二 本規程第5条の申請に際して届け出た事項に変更が生じたとき

(本システムの変更・中止等)

- 第12条 研究所は、自己の裁量に基づいて、本システムの内容を変更し、利用機関の本システムの利用を制約することができるものとする(以下あわせて「変更等」という。)。
- 2 研究所は、前項の変更等を行うにあたり、軽微な変更等の場合又はやむを得ない場合を 除き、事前に変更等の内容を公表し、又は利用機関への事前通知を行うものとする。研究 所は、やむを得ない場合に、利用機関への事前通知を行うことなく前項の変更等をした場 合は、すみやかに実施した内容を利用機関に通知するものとする。
- 3 研究所は、緊急時のやむを得ない場合のほか、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本システムを一時中止することができる。一時中止する場合は、可能な限りすみやかに、利用機関に通知するものとする。
 - 一 設備の障害、保守又は工事のとき
 - 二 災害等の不可抗力のとき
 - 三 その他前各号に準じるとき
- 4 研究所は、本システムの全部を廃止しようとするときは、少なくとも180日の予告期間を、一部を廃止しようとするときは少なくとも90日の予告期間をおいて利用機関にその旨を通知するものとする。ただし軽微な機能や容易に代替が可能な機能の廃止の場合及びセキュリティ上問題のある場合はこの限りではない。

(調査・協力)

第13条 研究所は、利用機関に対して、利用状況、運用実態、障害時の対応、不正行為に対する情報収集等についての調査・協力を求めることができる。

2 利用機関は、研究所からの調査・協力の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。

(セキュリティの確保)

- 第14条 研究所は、本システムを運用するための環境の安全を確保するために、必要なセキュリティ防護措置を講じるものとする。なお、研究所は、本システム環境への不正なアクセス又は本システムの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではない。
- 2 研究所は、本システム上で利用機関が提供する教材及び利用者の情報をバックアップ する義務を負わないものとし、利用機関は独自に本システム上で利用機関が提供する教 材及び利用者の情報のバックアップを行うものとする。
- 3 コンピュータ上で動作する基本ソフトウェア等のソフトウェアに存在するセキュリティの脆弱性に起因して利用機関が損害を被った場合であっても、研究所はいかなる責任 も負わないものとする。
- 4 前 2 項の他、利用機関は、本システムの提供のために必要なセキュリティ確保のために研究所が講ずる措置に了解するものとする。

(免責)

- 第15条 研究所は、利用機関に生じた次の各号に掲げる紛争・損害等について、研究所に 故意又は重過失がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
 - 一 本システムの利用を通じて発生した研究所と利用機関の紛争・損害等
 - 二 本システムの利用を通じて利用機関と利用者間,利用者間,又は,利用機関もしくは 利用者と第三者の間に生じた紛争・損害等
 - 三 本システムの提供の終了によって生じた紛争・損害等

(個人情報の取扱い)

- 第16条 研究所及び利用機関は、本システムを通じて、以下に定める利用者の個人情報を、 それぞれが取得するものとする。
 - 一 本システム利用者所属機関の学認 IdP に登録された eduPersonPrincipalName (ePPN), organizationName, displayName, mail 等の属性情報
 - 二 本システムの利用者プロファイルに登録された情報
 - 三 本システムの利用によって取得される学習履歴情報
 - 四 本システムの利用によって取得されるシステム利用ログ
 - 五 本システムの利用申請時に利用機関によって登録された情報
- 2 研究所及び利用機関は、研究所及び各利用機関に適用される個人情報保護法等に従い、 プライバシーポリシーを整備するなどして利用者に対して、利用目的を明示し、取得した 個人情報を適正管理、利用目的の範囲内での利用及び漏洩等の防止対策等を行うものと

する。

- 3 研究所は、利用者の個人情報を、以下の利用目的及び法令で認められている範囲で利用 できるものとする。ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除くも のとする。
 - 一 利用者への通知・連絡のため
 - 二 利用者に対し本規程及び研究所が定める別の規程の遵守及び履行を求めるため
 - 三 利用者の本システムの利用状況を把握、解析し、本システムによる学習支援サービス及び研究所のその他のサービスのサービス内容を向上させるため
 - 四 利用者の本システム及び研究所のその他のサービスの利用状況や利用結果を把握,解析し、学術研究に利用するため
 - 五 セキュリティインシデント等の対応にあたって、情報を解析し、本人又は第三者へ 連絡を行うため
- 4 研究所は、以下の場合を除き、利用者の個人情報を第三者に提供することはない。また、 以下の場合においても個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合、利用者の情報を第三者に提供することはない。
 - 一 利用者の同意がある場合
 - 二 法令で認められている場合
 - 三 学術研究の成果を公表し又は教授する場合
 - 四 研究所と学術共同研究を行う第三者、又は研究所の同意のもと学術研究目的を有する第三者へ提供する必要がある場合
 - 五 セキュリティインシデント等の対応のため機関を含む第三者に提供する場合
- 5 研究所は、本システムの利用者の個人情報を含むデータを、研究所の他のサービスの利用者の個人情報を含むデータと突合し、利用することがある。
- 6 研究所は、本システムの利用者の個人情報を含むデータを統計化した形で関係機関に 提供し、または公表することができるものとする。
- 7 本システムにおける利用者の個人情報を含むデータの保存期間は、原則として利用者 の利用を認めた利用機関が組織として本システムの利用を終了(利用期間の満了又は利 用承認の取消を含む。)した年度の末から少なくとも 10 年間とする。ただし、個人情報 のうち、直接特定の個人を識別する情報については、利用終了年度末から 1 年以内に廃 棄、または個人を特定できない形に加工する。
- 8 前7項までに定めるもののほか、個人情報の取り扱いに関し必要な事項は、情報・システム研究機構個人情報保護規程による。

(改訂等)

第17条 研究所は、必要に応じて本規程を改訂することができる。研究所は、改訂に先立ち、改訂後の本規程を本システムのウェブサイト上に掲載し又は研究所が相当と判断す

る方法で利用機関に通知する。

(雑則)

第18条 本規程に定めるもののほか、本システムの実施について必要な事項は、別に定める。

(準拠法,裁判管轄等)

- 第19条 本規程は、日本法に準拠し、同法により解釈、執行される。この規程は、日本語で作成されたもののみが効力を有し、他の言語のものは翻訳であり、いかなる法的効力又は影響力も持たないものとする。
- 2 本規程に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から実施する。